特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	国民年金関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
南種子町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
南種子町長

公表日
令和1年6月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	南種子町における国民年金事務は、国民年金法，国民年金法施行令、及び国民年金法施行規則，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理　2 資格取得の届出　3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出　5 資格喪失の届出　6 死亡の届出 7 任意脱退の届出　8 資格喪失の申出　9 氏名変更の届出　10 住所変更の届出 11 住所変更報告書　12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出　14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届（または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿）の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理　2 付加保険料納付の申出　3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当　5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出　7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出　9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請　11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請　13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付又は再提出 15 産前産後の免除の届出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受け
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の31の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　未定　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課　福祉年金係
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南種子町保健福祉課福祉年金係 891-3792　鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号　0997-26-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南種子町保健福祉課福祉年金係 891-3792　鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号　0997-26-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	Ⅰ-1-② 事務の概要	【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ①～②(略) ③保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届出 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付又は再提出	【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ①～②(略) ③保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届出 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付又は再提出 15 産前産後免除の届出	事後	
平成31年3月31日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、47条	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新設	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	